以下同じ。）に付した場合には、その再保険又は再共済を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。

一　保険業法第二条第二項に規定する保険会社

二　保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等

三　保険業法第二百十九条第一項に規定する引受社員であって、同法第二百二十四条第一項の届出のあった者

四　保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者のうち、前二号に掲げる者以外の者であって、業務又は財産の状況に照らして当該再保険を付した共済団体の経営の健全性を損なうおそれがないもの

（支払備金）

第二十七条　共済団体は、毎事業年度末において、次に掲げる金額を支払備金として積み立てなければならない。

一　共済契約に基づいて支払義務が発生した共済金等（共済金及び返戻金をいい、当該支払義務に係る訴訟が係属しているものを含む。以下同じ。）のうち、当該共済団体が毎事業年度末において、まだ支出として計上していないものがある場合は、当該支払のために必要な金額

二　共済団体がまだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由が既に発生したと認める共済金等について、その支払のために必要なものとして文部科学大臣が定める金額

2　共済団体の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する共済金等については、一定の期間を限り、共済規程に規定する方法により計算した金額を支払備金として積み立てることができる。

3　前条の規定は、支払備金の積立てについて準用する。

第六章　業務報告書等

第一節　業務報告書

（業務報告書の記載事項）

第二十八条　共済団体は、法第十四条第一項に規定する業務報告書については、次に掲げる事項につき作成し、行政庁に提出しなければならない。

一　事業報告書

二　貸借対照表

三　損益計算書

四　財産目録

五　前各号に係る附属明細書

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）第二十七条及び第二十九条から第三十三条までの規定は、前項各号に掲げる事項（同項第四号に掲げる事項及び同項第五号に掲げる事項で同項第四号に係るものを除く。）の作成について準用する。

（業務報告書の提出期日）

第二十九条　共済団体は、毎事業年度、事業年度の終了後三月以内に、業務報告書を行政庁に提出しなければならない。

2　共済団体は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3　共済団体は、前項の規定による承認を受けようとするときは、申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

4　行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした共済団体が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査しなければならない。

（事業報告書の内容）

第三十条　事業報告書は、共済団体の事業活動の概況に関する事項及び共済団体の運営組織の状況に関する事項その他共済団体の状況に関する重要な事項（貸借対照表、損益計算書、財産目録及びこれらの附属明細書の内容となる事項を除く。）について記載又は記録しなければならない。

2　共済団体の事業活動の概況に関する事項は、共済事業及び安全普及啓発活動等（以下この条において「共済事業等」という。）に係る次に掲げる事項について記載又は記録しなければならない。

一　当該事業年度の末日における事業活動の内容

二　当該事業年度における事業の経過及びその成果

三　当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ　資金の借入れその他の資金調達（共済掛金として受け入れたものを除く。）

ロ　他の法人との業務上の提携

四　直前三事業年度（当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない共済団体にあっては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況

五　法第十一条の許可を受けた共済団体にあっては、第二十一条第六号に規定する償還計画書に基づき行う償還の状況

六　対処すべき重要な課題

七　前各号に掲げるもののほか、当該共済団体の現況に関する重要な事項

3　共済団体の運営組織の状況は、次に掲げる事項について記載又は記録しなければならない。

一　当該事業年度における共済事業等に係る社員総会又は評議員会の開催状況に関する次に掲げる事項

イ　開催日時

ロ　出席した社員又は評議員の数

ハ　重要な事項の議決状況

二　役員（当該事業年度の初日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　役員の氏名

ロ　役員の当該共済団体における職制上の地位及び担当

ハ　当該事業年度に係る当該共済団体の役員の重要な兼職の状況

ニ　辞任した役員があるときは、当該役員の氏名

三　共済事業等に係る職員の数及びその増減その他の職員の状況

四　共済事業等に係る業務の運営の組織に関する次に掲げる事項

イ　当該共済団体の内部組織の構成を示す組織図（当該事業年度の末日後に変更があった場合には、当該変更事項を反映させたもの。）

ロ　当該共済団体と緊密な協力関係にある団体員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要

五　主たる事務所及び従たる事務所の所在地

六　子法人の状況に関する次に掲げる事項

イ　子法人の商号又は名称、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名、氏名又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地

ロ　当該子法人の最終の貸借対照表及び損益計算書その他の当該子法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ハ　当該共済団体の保有する議決権の比率及びその他の子法人の概況

七　前各号に掲げるもののほか、当該共済団体における共済事業等に係る運営組織の状況に関する重要な事項

第二節　PTA・青少年教育団体共済監査

（PTA・青少年教育団体共済監査）

第三十一条　法第十四条第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　共済掛金の収入に関すること。

二　共済金の支出に関すること。

三　安全普及啓発活動等に係る経費の支出に関すること。

四　法第十一条に規定する共済会計から共済事業以外の事業に係る会計への資金の運用に関すること。

五　共済会計に属する資産に関すること。

六　準備金並びに責任準備金及び支払備金の積立てに関すること。

七　その他共済事業の運営に要する経費に関すること。

2　法第十四条第二項に規定するPTA・青少年教育団体共済監査は、前項各号に掲げる事項について、貸借対照表、損益計算書、財産目録及びこれらの附属明細書と共済団体が有する会計帳簿、明細書及び領収書その他の関係書類との照合を行い、その一致を確認した上で行うものとする。